

介護保険通信

65歳以上の方の平成24年度の介護保険料が決定しました。
 「介護保険料賦課決定通知書(本徴収)」をご確認ください。(7月下旬郵送予定)



介護保険料の納め方

原則として年金から納めます。
 年金額等に応じて納め方が異なります。



あなたの年金額は？

年額18万円(月額1万5千円)以上の方

特別徴収

年金の定期払い(年6回)の際に、介護保険料があらかじめ天引きされます。

年額18万円(月額1万5千円)未満の方

普通徴収

偶数月に、口座振替または、納付書により納めていただけます。

※ 特別徴収と普通徴収を併用する場合があります。

こんなときは普通徴収になります。

■特別徴収の方の保険料額が本算定後、変更になったとき・・・

1. 増額の場合は特別徴収と普通徴収の併用徴収となります。
2. 減額となり、特別徴収する必要がなくなった場合、翌年の8月までは特別徴収ができないため普通徴収となります。

■他の市区町村から転入された方は・・・

いままで年金から天引きされていた方も当分の間、普通徴収となります。

■年金の現況届の提出が遅れたとき・・・

年金から天引きができなくなるので当分の間、普通徴収となります。

■65歳になられた方は・・・

年金額が年額18万円以上の方も当分の間、普通徴収になります。

～仮徴収と本徴収～

| | | |
|-----|--------|---|
| 仮徴収 | 4月(1期) | 前々年の所得をもとに、 仮 に計算した年間保険料額の半額を3回に分けて納めます。 |
| | 6月(2期) | |
| | 8月(3期) | |

| | | |
|-----|---------|--|
| 本徴収 | 10月(4期) | 前年の所得をもとに、 確定 した年間保険料額から仮徴収分を差し引いて3回に分けて納めます。 |
| | 12月(5期) | |
| | 2月(6期) | |

保険料を納めないでいると

特別な事情がないのに保険料を滞納していると、介護サービスを利用したときに滞納した期間に応じて給付減額や償還払い化などの措置があります。保険料は、納め忘れのないようにしましょう。

1年以上滞納すると

利用者がいったんサービスの全額を負担し、その後申請により費用の9割分が支給されます。(償還払い化)



1年6か月以上滞納すると

滞納している保険料の額を本来支給される額から差し引くことがあります。



2年以上滞納すると

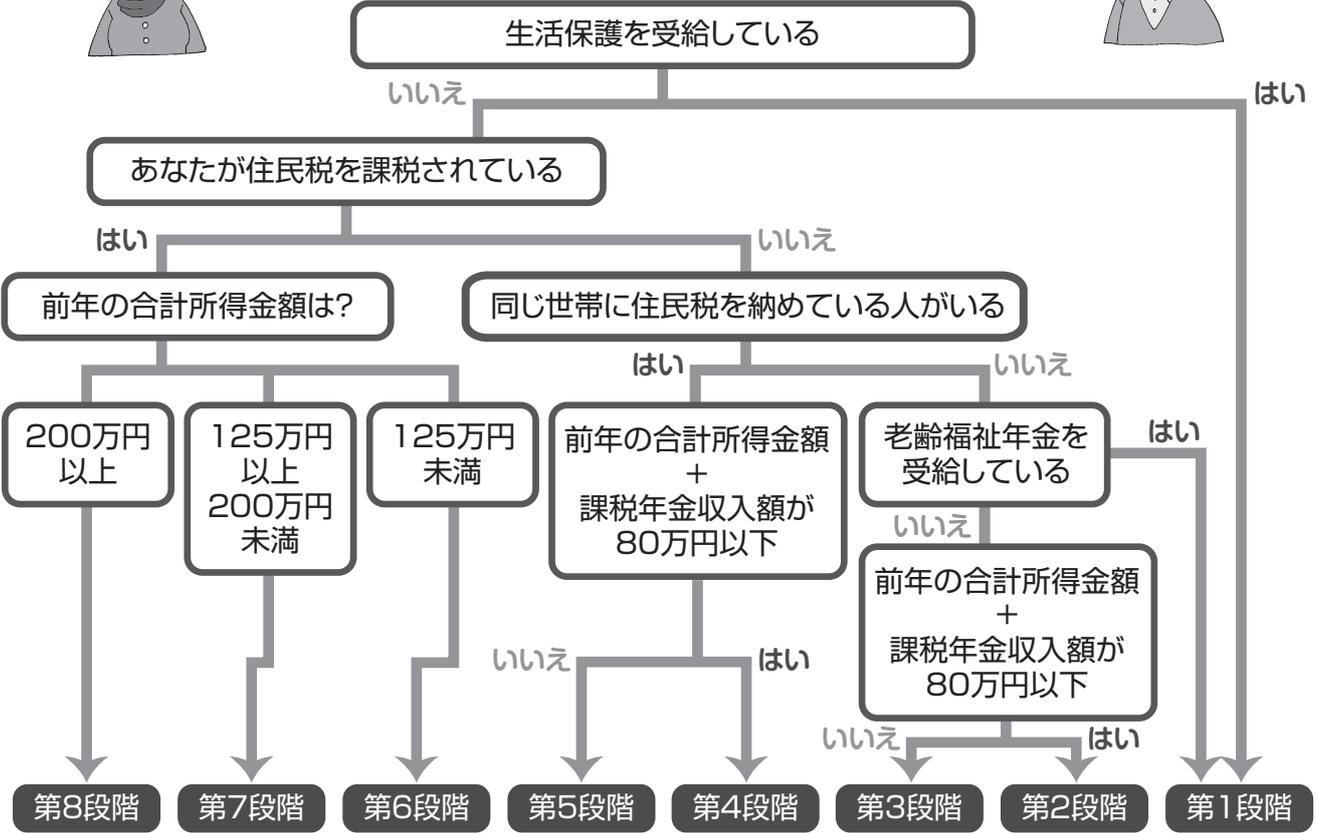
利用者の負担が1割から3割に引き上げられるなどの措置がとられます。(給付減額)

困ったときはご相談を

災害などの特別な事情により、一時的に保険料が納められなくなったときは、保険料の減免や納付の猶予を受けられる場合があります。また、生活が著しく困窮し生計を維持することが困難であると認められた方は、保険料の軽減措置がありますので、ご相談ください。



65歳以上の方の介護保険料の決まり方



| | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|---|
| 200万円以上 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上の人 | 125万円以上200万円未満 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の人 | 125万円未満 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の人 | 前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が80万円を超える人 世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が80万円を超える人 | 前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が80万円以下の人 世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が80万円以下の人 | 前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が80万円を超える人 本人および世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が80万円を超える人 | 前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が80万円以下の人 本人および世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が80万円以下の人 | 生活保護を受けている人または本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人 |
| 基準額 ×1.5 | 基準額 ×1.25 | 基準額 ×1.125 | 基準額 | 基準額 ×0.85 | 基準額 ×0.7 | 基準額 ×0.45 | 基準額 ×0.45 |
| 97,560円 | 81,300円 | 73,164円 | 65,040円 | 55,284円 | 45,528円 | 29,268円 | 29,268円 |

(平成24年度～平成26年度までの年間保険料)

※「合計所得金額」とは、収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なります)を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

※「老齢福祉年金」とは、大正5年4月1日以前に生まれた人などで、ほかの年金を受給できないなど一定の要件を満たす人に支給される年金です。

介護保険についてのおたすねは.....
高齢者福祉課 ☎ 21-6972